



※1) 左記の委託事業により、基準期間の課税収入が1千万円を超える事業年度においては、上記の区分に応じて、期限後申告又は修正申告及び納税の義務がある。5年間遡及するとともに当該申告納税に係る延滞税及び無申告加算税も課されることになる。

※2) 簡易課税制度の選択は、基準期間の課税収入が5千万円以下の場合に適用年度の開始の前日までに選択届出を要するものであり、すでに選択適用している年度において基準期間の課税収入要件が満たされる場合にのみ適用できる。したがって遡及年度において選択されていない、または選択されていても、基準期間における先の受託収入を含む課税収入が5千万円を超えてしまう場合には本則課税となる。

本則課税における仕入税額控除の要件は、所定の請求書等保存要件及び消費税に係る記帳義務があるので、遡及年度において当該要件を満たすことが出来なければ、消費税額の計算上、仕入税額控除はできない。

※3) 会計処理科目（以下の2. 支出科目の選択にあたっては金額的重要性も考慮しつつ検討すること）

1. 左記委託事業の過年度消費税相当額を都道府県・区市町村から受託収入として受け入れた場合の勘定科目
  - ・・・大区分：障害福祉サービス等事業収益（収入）、中区分：その他の事業収益（収入）、小区分：受託事業収益（収入）（公費）
2. 期限後申告又は修正申告の消費税納税額及び延滞税等を都道府県・区市町村が負担する場合の勘定科目・・・租税公課（支出）
 

左記委託事業の過年度消費税相当額を都道府県・区市町村から受領せず自己が負担する場合は、過年度修正として特別損失（その他の支出）
3. 会計処理は、原則として、期限後申告又は修正申告した日の属する会計年度で行う。延滞税も同様。
4. 注記を要する場合は、法人全体用注記「16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載します。